資料２

○小田原市卸売市場審議会規則

昭和54年３月31日規則第11号

改正

平成25年10月25日規則第76号

小田原市卸売市場審議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第１号）第２条の規定に基づき設置された小田原市卸売市場審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　審議会は、青果及び水産の卸売市場の整備計画及び業務の運営に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申するものとする。

（委員）

第３条　審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　卸売人及び買受人の代表

（２）　生産者の代表

（３）　消費者の代表

（４）　学識経験者

（５）　その他市長が必要と認める者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

４　会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

（会議）

第５条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　審議会は、委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（部会）

第６条　審議会に、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

４　部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

（関係者の出席）

第７条　審議会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第８条　審議会及び部会の事務は、市長が定める職員が処理する。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附　則

１　この規則は、昭和54年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日の前日において、小田原市卸売市場審議会条例（昭和47年小田原市条例第８号）による委員であつた者（市職員のうちから任命された者を除く。）は、この規則による委員となる。この場合、当該者の任期は、第３条第２項本文の規定にかかわらず、同条例による任期終了時までとする。

附　則（平成25年10月25日規則第76号）

この規則は、平成25年11月１日から施行する。